様式第２号

会　　議　　録

会議の名称	令和７年度第２回豊中市こども審議会			
開催日時	令和７年（2025 年）８月 28 日（木）　15 時 00 分　～　16 時 15 分			
開催場所	豊中市立生活情報センターくらしかん イベントホール		公開の可否	可
事務局	こども未来部　こども政策課		傍聴者数	０名
公開しなかった理由				
出席者	委員	小野委員（会長）、安家委員、植村委員、浦委員、大住委員、岡本委員、鬼塚委員、河本委員、酒元委員、柴田委員、白砂委員、高畠委員、土井委員、伴野委員		
	事務局	＜こども未来部＞ 厚東こども未来部長、山内次長兼こども政策課長、濵政はぐくみセンター長兼こども安心課長 こども政策課：森主幹、中村課長補佐、豊山副主幹、宮平事務職員 こども事業課：山内主幹、稲生主幹 子育て給付課：神田課長補佐 おやこ保健課：井上課長、中田主幹、池奥児童発達支援センター所長、中越主査 こども支援課：後藤課長、梅原主幹、岡井子育て支援センターほっぺ所長 こども育成課：阿山主幹 こども援助課：橋元課長 一時保護課：河本課長 ＜都市経営部＞ 経営戦略課：松本課長 ＜都市活力部＞ 魅力文化創造課：良本課長 ＜市民協働部＞ 津田次長兼人権政策課長 くらし支援課：入江課長 ＜福祉部＞ 甲斐次長兼地域共生課長 福祉事務所：荒木田所長 障害福祉課：森田課長 ＜教育委員会事務局＞ 北村次長兼社会教育課長、田上次長兼教育総務課長 中央公民館：本田館長 読書振興課：西口課長 教育センター：松田所長 学校教育課：小渡課長 児童生徒課：込山課長 学び育ち支援課：小林課長		

議　　題	【案件】 １．第２期豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」令和６年度事業実施状況について（審議） ２．その他報告案件 （１） 義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会開催状況 （２） 障害福祉計画等に係る市民意識調査について ３．事務連絡
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり

令和７年度第２回豊中市こども審議会（会議概要）

日　時：令和７年（2025 年）８月 28 日（木）　15：00～16：15
場　所：豊中市立生活情報センターくらしかん　イベントホール
出席者：小野委員（会長）、安家委員、植村委員、浦委員、大住委員、岡本委員、鬼塚委員、
　　河本委員、酒元委員、柴田委員、白砂委員、高畠委員、土井委員、伴野委員
欠席者：伊藤委員、太田委員、坂田委員、佐々木委員、中橋委員、三石委員

○事務局
　ただ今から、令和７年度第２回豊中市こども審議会を開催します。
本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

＜資料確認＞

　それでは、会議に入りたいと思います。会長、よろしくお願いします。

○会長
　本日の案件は２件となります。各案件について事務局よりご説明いただき、みなさまからご意見をいただきたいと思います。
　それでは、事務局から本日の委員の出席状況及び傍聴者の状況について報告をお願いします。

○事務局
　委員定数 20 名のうち 14 名の委員が出席されております。従いまして、規則で定める会議の開催要件である過半数の委員が出席されているため、本日の会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。また、傍聴者はいません。
　よろしくお願いいたします。

○会長
　それでは議事に入りたいと思います。案件１、第２期豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」令和６年度事業実施状況について、事務局からの説明をお願いします。

○事務局
＜案件１　第２期豊中市子育ち・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」令和６年度事業実施状況について　説明＞

○会長
　委員の皆さまからの意見は、資料２の事業実施報告書に掲載されますので、ぜひ忌憚ないご意見を頂戴できればと思います。ご意見やご質問はありますでしょうか。

○委員
　第２期計画の取組みの結果、こどもからの相談が増加したとご報告がありましたが、こ

ども本人からの相談をキャッチする仕組みについて、相談に至る経路など、もう少し具体的に教えてください。

○委員

資料１「施策の柱１　子育ち支援」に記載されている、こども誰でも通園制度について、令和８年度から本格実施とありますが、これは各園に対して実施希望を募るということでしょうか。

○事務局

こども達が直接相談できる手段としてLINE（とよなかっ子ライン）と24時間のフリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）が役立っています。昨年度、こども本人からの相談は1,596件でしたが、そのうち1,213件がとよなかっ子ラインからでした。相談者が思いを言語化するのが難しい場合でも、LINE であれば長文ではなく短い言葉で相談ができるため、相談のハードルが下がっているものと考えています。

○事務局

こども誰でも通園制度について、本市では、令和５年度からモデル事業を、令和６年度からは試行的事業を実施しています。来年度には、法に基づく給付事業として本格実施できるよう、皆さまのご理解、ご協力をいただきながら準備を進めているところです。今年度は、５施設において事業実施をしているところです。次年度に向けては施設数を拡充するべく、さらなる取組みを進めます。

また、就学前施設の皆様へのオンライン説明会を今年度９月初旬に実施できるよう準備を進めています。まずは制度へのご理解を深めていただけるよう、来年度に向けた説明をしてまいります。

○委員

資料１「施策の柱１　子育ち支援」に記載されている、午前７時からの小学校見守り事業について、保護者の反響を教えていただきたいです。また、始業時間までこども達が安全に過ごせているのか、教育委員会は報告を受けているのでしょうか。

○委員

この事業は豊中市の全小学校で実施しているのでしょうか。

○委員

こども園の一時預かりの利用を検討した際に、保育士が足りないため実施していないという園があります。そのような状況で、こども誰でも通園制度を広めていくというお話ですが、何を優先して拡充していくのかは検討の必要があると思います。市の見解をお聞かせください。

○委員

午前７時からの小学校見守り事業について、令和７年度から、７時30分以降に自宅を出る場合は保護者の付き添いの条件が緩和されると聞いたが、現状はどうなっているのか教えてください。

○事務局

午前７時からの小学校見守り事業について、たくさんのご意見をいただきありがとうございます。

小学校は開門時間が８時となっていますが、以前より一部の小学校では８時前にこどもが校門の前に滞留しているといった課題があったため、令和６年度より、全市立小学校において同事業を実施しています。

体育館などの見守りができる場所に見守り員を配置し実施しています。事前の登録制となっており、児童が来ているのかを含めて、委託事業者から毎日の報告を受けています。

当初、保護者の付き添いを必須としていましたが、利用者から様々なご意見をいただき、令和７年４月から、おおむね７時 30 分に家を出る児童については付き添いを不要とするとともに、８時からの放課後こどもクラブに通う児童のため、三季休業期間中も実施しています。

○事務局

こども誰でも通園制度は、令和５年度のモデル事業段階では未就園のこどもが定期的に通園することで育ちをサポートする制度として構想されたものです。その後、国で検討が進む中で、利用者の使いやすさを向上する観点から自由利用も可能となり、一時預かり事業と似た制度となっていることは否めません。ただし、本市においては、当初の目的であるこどもの育ちをサポートするという観点から、現在実施していただいている５園全てにおいて、定期通園を中心とした取組みを進めていただいているところです。

保育士の人材不足等により一時預かり事業の人員配置が難しい事業者もおられる中で、一時預かり事業とこども誰でも通園制度のどちらを優先するのかというご質問ですが、令和８年度にこども誰でも通園制度が給付事業化され市町村による実施が義務とされることをふまえ実施施設を増やしていく必要があると考えています。そのため、今後、実施施設の募集をさらに進めていきたいと考えています。

○委員

一時預かり事業について、保育士の数が少なくて大変だと園の先生方から聞いています。一時預かり事業のために部屋と保育士を確保しなければならないと、現場は大変困っています。保護者がこどもを預けられることはとても良いことだと思いますが、そのために園は不安を被っています。市として、保育士の確保のためにもっと予算を付けるなど検討するべきではないでしょうか。

午前７時からの小学校見守り事業についてです。延べ人数は多く見えますが、学校によっては１日あたりの人数が０人や１人のところがあります。事業の費用対効果はいかがでしょうか。ニーズがどの程度あるのかをしっかり調査して実施しているのか疑問です。市で様々な取組みをしていただけるのはありがたいのですが、皆が何を望んでいるのかをもう少し考えて実行していただきたいと思いました。

○委員

資料１「重点施策２」に記載されている、はぐくみセンターの運営について、センターが設置されてから、どのようにその仕組みを周知されているのでしょうか。また、サポートプランの作成から実際の支援にどの程度つながっているのでしょうか。

就学前から小学校、小学校から中学校へ上がる際の環境変化はこども達にとって大きなものですが、そのような変化がこどもに丁寧に説明される仕組みがあるといいと思います。

資料１「重点施策３」に記載されている、義務教育修了後の発達障害児を対象とした放課後等デイサービスについて、サービスが必要なこども達にどれぐらい中身が伝わっているのか、お聞かせください。

○委員

保育士不足について、現場としてはとても保育士の確保に困っています。現状として、短期大学の４年制大学への移行や廃校によって、保育士を目指す学生自体が非常に少なくなっています。退職する先生や産休・育休でお休みされる先生もいる中で、各法人は職員の募集に悪戦苦闘しています。保育士不足については、官民でしっかり考えるべきだと思います。

○会長

資料１「重点施策３」に記載しているヤングケアラーへの相談支援について、令和６年度は 13 件の相談支援を実施したとあります。ヤングケアラーが自ら相談するのは難しいと思いますが、13 件という数字を行政としてはどのように捉えているのでしょうか。

また、ヤングケアラーについて、どのような周知をされているのか状況を教えてください。

○事務局

保育士の確保については、市としても喫緊の課題として重く考えています。現在の取組みで十分とは考えておらず、今後、どのように保育士を確保していくのか民間就学前施設の皆さんとともに検討を進めます。

現在の取組みとしては、とよなか保育士助成金の交付を行っています。今年度からは、応援金を３年間で 96 万円に拡充したほか、市外在住者向けに「うぇるかむマチカネポイント」としてマチカネポイントを 12 万ポイント交付する新たな取組みを開始しました。試験前の対策講座なども実施し、これから保育士になろうとする人への支援にも取り組んでいます。

また、今年度から有償ボランティアの受け入れを公立園で開始しました。ボランティアから保育に触れてもらうことで、保育現場での就労に結び付けてもらえるよう取組みを進めています。

事業者への支援としては、施設が定員確保の取組みを行った場合に補助金を交付しています。

○事務局

はぐくみセンターの周知については、どのような相談窓口があるのか、どのような支援をはぐくみセンターが実施しているのかをお伝えすることが重要と考えています。主に、市のホームページやリーフレットでの周知を行っています。リーフレットは小中学校の１年生全員に配布しているほか、本市に転入されてきた方にもお配りしています。

市民だけではなく、関係する支援機関にも知っていただくことが必要と考えており、学校の勉強会や多機関連携の会議の場でも、はぐくみセンターについてご説明をさせてい

ただいています。
　サポートプランについては、ケースごとにレベルの差がありますが、サポートプランを作成し、１つの課で対応するケースもあれば、複数の関係機関で連携して対応するものもあります。そういった場合にはケース会議を開きながら支援につなげています。

○事務局
　就学前施設のこども達が小学校に入学する際、少しでもスムーズに環境の変化に対応できるように、入学前のこども達が小学校を見学できる機会などを用意しています。また、今年度は、幼保こ小連携協議会において、小学校の先生方に就学前施設のこども達の過ごし方を知っていただく機会を作りました。

○事務局
　義務教育修了後の発達障害児を対象とした放課後等デイサービスの周知については、児童発達支援センターのホームページで公開しているほか、学校にはパンフレットでの情報提供を行いました。支援を必要としている家庭への情報提供を充実させるため、身近な相談窓口や相談支援センター等にも情報提供しながら、周知を深めていきます。

○事務局
　ヤングケアラーへの相談支援件数 13 件について、この件数はヤングケアラー専用相談窓口で対応した件数です。実際には、要対協のケースでヤングケアラー状態のこどももいるため、実際の支援件数としてはもう少し多くなります。
　ヤングケアラーへの周知については、本人は自分が当事者であることが分からなかったり、必要な家のお手伝いをしていると思っていたりするため、支援対象であることを伝えるのは難しい部分があります。そういった観点から、周囲の人が気づいてあげるということが重要と考えています。そのため、小学校・中学校の教員向けの研修会や管理職向けの研修会等での周知を行っています。
　また、こども向けのパンフレットなどの配布も行っています。情報を届けにくい高校生世代へは、高校２年生年代への情報提供の仕組みを活用して周知を図っています。

○事務局
　午前７時からの小学校見守り事業の費用対効果について、今年度、各学校の実情に応じた利用家庭への調査を実施し、現在、休止している学校もある状態です。今後は活用意向があれば再開したいと考えています。
　家庭に寄り添ったこども達の居場所として開設しているものなので、できるだけ多くの方にご利用いただければと考えています。

○委員
　午前７時からの小学校見守り事業について、現場の先生方の事情もお聞きしたいです。

○委員
　私は小学校で勤務させていただいています。事業開始当初、学校現場では同事業について懸念がありましたが、現状としては、教育委員会が主体となって実施されているため教職員への負担はないと感じています。

○委員
　私は小学校の校長ですが、本校では利用者があまりいません。教職員は一切同事業に関与しないことになっていますし、管理職も基本的に負担はありません。

○委員
　午前７時からの小学校見守り事業について、障害のある児童も利用しているのでしょうか。もし利用があるのであれば、その子たちへの特別な支援体制などはあるのでしょうか。

○事務局
　支援が必要な児童について、教育委員会と各学校で連携し、始業時には支援員が迎えにいくなどの対応をしている学校もあります。

○会長
　続いて、案件２、「その他」に移ります。案件２は部会の報告と情報提供ということです。ではまず、部会の報告について事務局から説明をお願いします。

○事務局
＜案件２　その他（義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会開催状況）　説明＞

○会長
　ただ今、事務局からの説明がありましたが、質問・意見など、ございませんでしょうか。
　それでは次に、事務局から情報提供ということです。説明をお願いします。

○事務局
＜案件２　その他（障害福祉計画等に係る市民意識調査について）　説明＞

○会長
　今の情報提供について、ご質問はございませんでしょうか。
　他に、事務局から連絡事項等、ありませんか。

○事務局
〈事務連絡〉

―　閉会　―